

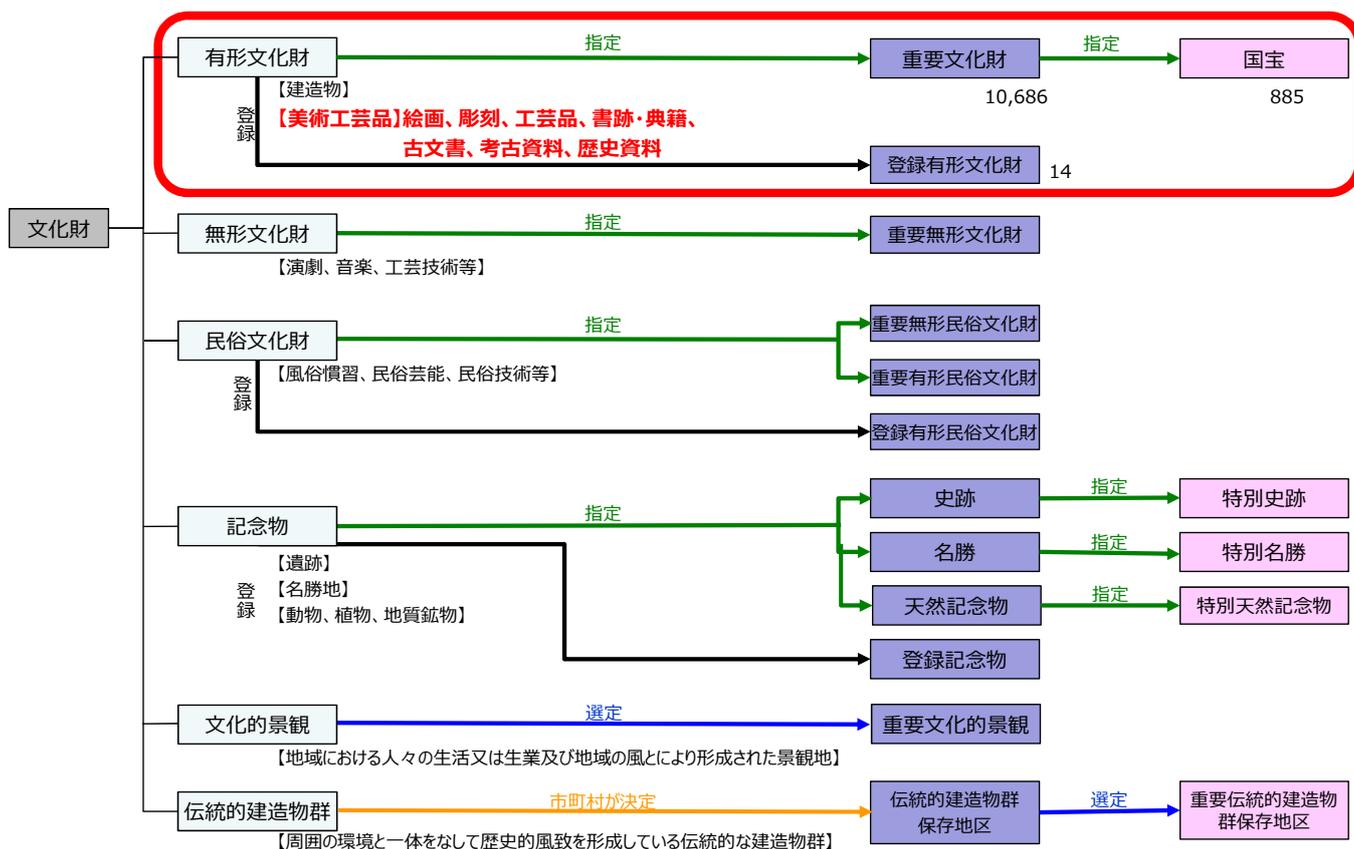
## 美術工芸品の保存と活用について

文化庁文化財部美術学芸課

- I. 文化財の保存・活用（1）－制度の概要－……………2頁
- II. 文化財の保存・活用（2）－事業の概要－……………8頁
- III. 指定文化財の所在確認の現況……………20頁
- IV. 美術館・歴史博物館の振興……………21頁
- V. 東日本大震災・熊本地震関連……………30頁

### 文化財保護の体系

(平成29年9月15日)



# 文化財の保存と活用について

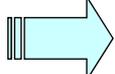
○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を**保存**し、且つ、その**活用**を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

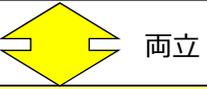


指定（第27条）・登録（第57条）



- 管理、修理、売買、輸出等への規制（第31～34条、第43条の2、第44条、第65条等）
- 修理等への補助、買上げ等の支援（第35条、第46条、第46条の2）

効果的な保存を担保



- 文化財の活用
- 勧告・承認出品(第48条等)
  - 公開承認施設(第53条)
  - 重要文化財等公開促進事業
  - 「新たな国民のたから」展
  - 日本古美術海外展
  - 文化財を活用した地域活性化・観光振興



- 文化力の向上
- 我が国、地域、文化財への愛着
- 地域振興

## 【特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設（相続税）】

### 【概要】

個人が、美術館（※1）と特定美術品（※2）の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画（※3）の文化庁長官の認定を受け、その美術館（以下「寄託先美術館」という。）にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

- ※1 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設のうち、美術品の公開及び保管を行うもの
- ※2 国宝・重要文化財、登録有形文化財の美術工芸品
- ※3 文化財保護法の改正により保存活用計画の仕組みの構築を検討中（平成30年通常国会に提出予定）

### 【猶予税額の免除】

- ・寄託相続人が死亡した場合
- ・寄託先美術館に対するその特定美術品の寄贈した場合
- ・自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合

### 【猶予税額の納付】

以下の場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

- ・特定美術品の譲渡等をした場合
- ・特定美術品が滅失、紛失等をした場合
- ・長期寄託契約の終了、保存活用計画の期間満了後、新たに認定を受けなかった場合
- ・重要文化財の指定解除、登録有形文化財の登録抹消、保存活用計画の認定取消しの場合
- ・寄託先美術館が廃止された場合（新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。）

### 【その他】

寄託相続人は、3年毎に、継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出する。



# 国宝・重要文化財の公開の際の取り扱いについて(改訂通知は別途配布)

国宝・重要文化財の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要。しかし、我が国の文化財は材質がせい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないよう細心の注意が必要。

## 《国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年7月12日文化庁長官裁定）の概要》

### ○公開の回数及び期間

原則、公開回数は**年間2回以内**、  
公開日数は**延べ60日以内**（たい色や劣化の危険性が高いものは30日以内）

### ○公開のための移動

原則、**年間2回以内**。き損等の危険性が極めて高いものは、移動を伴う公開を行わない。

### ○十分な知識と経験を有する学芸員による取扱い（陳列、撮影、点検、梱包、撤収等）

### ○安全性、機能性、耐震性を考慮した展示ケース内での展示

### ○適切な環境の下での公開

- ・温湿度： 温度は摂氏**22度**  
相対湿度は**60%±5%**（年間を通じて一定に維持）  
（ただし、金工品の相対湿度は、**55%以下**を目安）
- ・照度： 原則、照度は**150ルクス以下**。紫外線防止蛍光灯の使用等

7

## 国宝・重要文化財(美術工芸品)の保存・活用に関する主な事業 (平成30年度予算額(案))

補助事業	◆保存修理抜本強化	830,120千円 (180,884千円)
	◆美装化	80,000千円 (新規)
	◆史料調査	15,000千円 (▲3,000千円)
	→ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	
	◆防災施設	150,000千円 (▲67,800千円)
	◆重要文化財保存活用整備事業	137,000千円 (前年同)

直接事業	◆国有品の保存修理	68,408千円 (▲3,334千円)
	◆国宝重要文化財等買上げ	930,000千円 (▲400千円)
	◆模写・模造	25,092千円 (前年同)
	◆講習会等	19,821千円 (10,213千円)

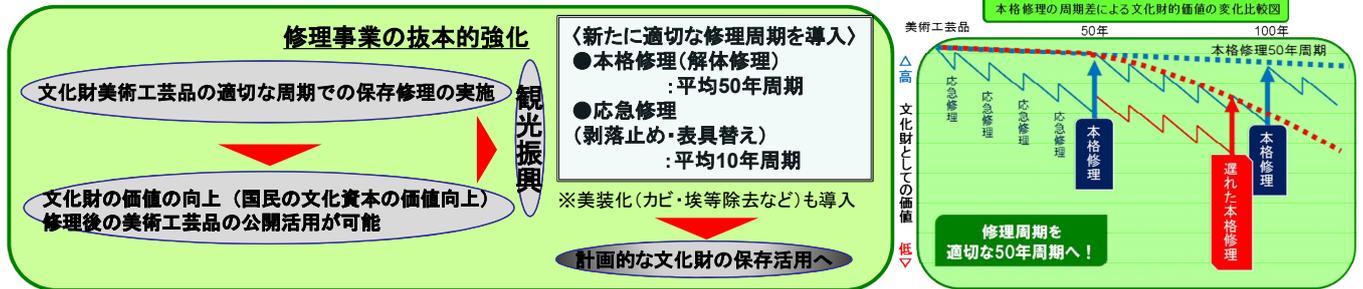
企画・展示セミナー、美術刀剣刀匠技術保存研修会 等

・文化財美術工芸品の適切な周期での保存修理を行うことで、文化財の価値を回復させ、公開活用を進めて、観光振興につなげる  
・事業は次の3つの柱の下で行われる。

①保存修理 (ア一般・イ特殊) ②保存修理 (近代) ③情報発信

※ ア一般 比較的小規模かつ短期間で実施するもの(平均して2、3年程度)

イ特殊 大規模かつ長期にわたる修理で、同質の資材を長期間安定的に確保する必要がある事業(概ね5年以上)



**美術工芸品は観光客誘致の起爆剤**

著名な国宝・重要文化財(美術工芸品)は、1点展覧会に出品されるだけで、多くの入館者を呼び込むことが可能

【展覧会例】



国宝「阿修羅展」  
入館者数のべ165万人



国宝「鳥獣戯画展」  
入館者数のべ60万人

**公開活用に修理は不可欠**

しかし、適切な時期に修理が施されないために、公開が不可能な美術工芸品が多数存在する。

↓  
貴重な潜在的な文化資源の放置

さらに、修理を施さなかったために、文化財の価値そのものが低下している事例も多い。

↓  
文化資本の価値の低減=国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と観光客誘致の両立が可能となる。

**修理で可能となる活用・情報発信(例)**

◎修理状況等のWEB公開

◎修理後の美術館・博物館とのタイアップ展

【参考】国宝・源氏物語絵巻修理記念展覧会 徳川美術館  
会期：平成27年11月14日～12月6日  
期間入館者数：51、146人

◎観光客向けガイドツアー(外国人も対象)、文化財解説プログラムの作成(多言語音声ガイドなど)

9

**事業の概要**

＜事業目的＞

『観光立国推進基本計画』(平成29年3月閣議決定)に基づく「観光ビジョン」に掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財美術工芸品の美しさを取り戻し、観光資源としての価値を再発見させる取り組みを支援する。美観の回復により、観光客の満足度(※)の向上を目指し、持続的な観光需要獲得のためのリピーター増加を図る。

(※)「汚さ・ボロさ」は観光客の不満足理由の上位に挙がる(奈良県観光局)

＜事業内容＞

カビ・サビ・埃等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具の作成等

＜事業のメリット＞

- ・展示活用を容易にする。
  - ・美装化によって本格修理の周期もび、長期的には修理費用の軽減につながる。
- 修理周期：50年から70～80年に  
修理費用：年間1.8%の削減に

**取組事例**

＜例＞カビや長年の埃のたまった仏像の汚れ除去や、傾いた台座の建て直し



＜例＞破損した障壁画の表面の繕いや縁の打ち直し・裏貼りの新調



本格的な保存修理だけでなく、文化財の美しさを取り戻す「若返り」の取組を推進することで、より多くの文化財美術工芸品を観光資源として活用することが可能に!

文化財美術工芸品を活用した観光振興・地域経済活性化の推進に!

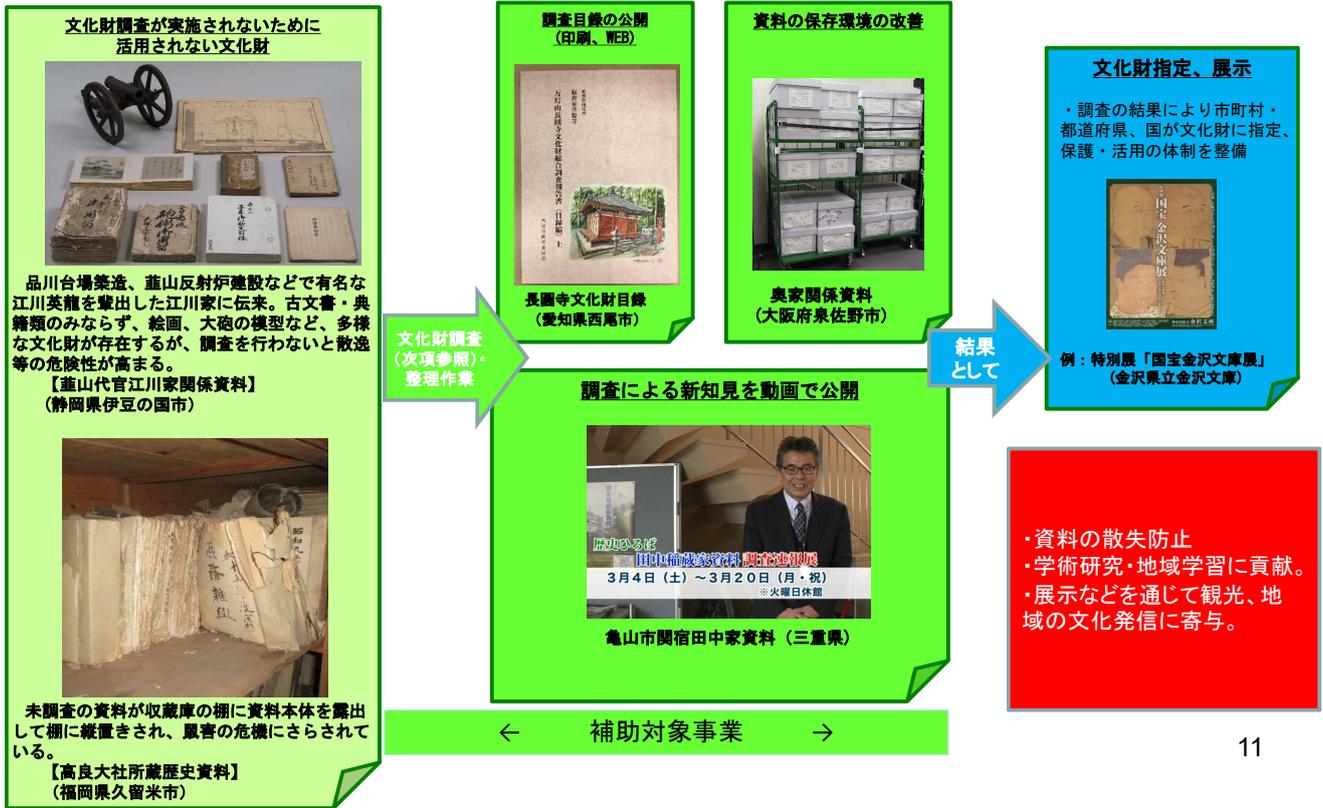
**活用方法**

修理状況等をWEB公開し、誰もが活用

地方公共団体にある美術館・博物館とタイアップ展を開催

外国人を含む観光客を対象にガイドツアーや音声ガイドなどの解説プログラムを作成

文化財(絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、及び学術上の価値の高い歴史資料)について、まとまって一箇所に伝存するものを対象に、1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録して文化財管理台帳を作成し、全体として歴史的価値づけを行うことを通じて貴重な歴史資料群としての文化財の散失を防ぐとともに、保存・活用に供する。活用の在り方については、①地元の歴史博物館での展示②WEB上での公開などを想定している。



■防災施設

平成30年度予算額(案) : 150百万円 (平成29年度予算額 : 218百万円)

防火・防犯設備の新設及び老朽化した設備の改修に対し補助を行う。

(補助率)

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等によって85%まで加算あり
- ・少額補助(補助金額100万円以下)も可能

(実施)

- ・平成29年度 16件

《例》

➤防火設備設置

本堂の消火設備(放水銃)の設置等

消火設備(放水銃)



防犯カメラ(左)と人感センサー(右)



赤外線センサー



➤防犯設備設置

防犯カメラ、人感センサーの設置等

## 重要文化財等保存活用整備事業

平成30年度予算額(案) : 137百万円 (平成29年度予算額 : 137百万円)

文化財の保存及び積極的な活用を図るため、重要文化財等の保存施設又は保存活用施設、展示設備等の整備を行う。

### 《設置例: 櫛引八幡宮宝物館》 (平成15・16年度)

- ▶ 国宝2件重文3件ほか所有につき、保存活用型施設を設置
- ▶ 耐火性建造物で空調機能を設置し、館内展示室には壁付ならびに独立ケースを配置し、それぞれに文化財を収納する

青森県 櫛引八幡宮宝物館外観



耐火性建造物を新築。空調管理を実施し、保存管理・展示・収蔵を同時に行う。

宝物館 展示収納設備(内部)



室内にて文化財を収蔵展示している様子

### (補助率)

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等によって85%まで加算あり(実施)
- ・平成29年度 9件

13



## 文化財の海外交流の推進～日本古美術海外展～

平成30年度予算額 100,000千円  
(平成29年度予算額 55,513千円)

- 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)  
・文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進める

### 事業概要

#### ■ 目的・要旨

昭和26年から開始。文化庁と、国内の複数の美術館・博物館との連携の下、国宝・重要文化財をはじめとする我が国の質の高い文化財を海外で企画・展示し、歴史的・学術的な魅力も含め紹介することを目的とする。

また、展覧会を通じて、我が国の学芸員の国際発進力の向上と共に、昨今減少傾向にある諸外国の日本美術研究者との研究成果発表の機会として資するようなものを対象とする。

#### ■ 事業内容・計画

##### ◆ 日本古美術海外展(30年度対応)

我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進に寄与し、海外における日本美術研究を推進すること等を目的として、日本古美術海外展を開催する。

##### ◆ 文化財の海外交流の推進(31年度以降の対応)

平成31年度以降に開催予定の展覧会(米国・サンフランシスコ・アジア美術館「人間国宝展」)に係る在外関係機関との調整等を行う。



「日本仏像展」(平成29年度) イタリア大統領の視察



「日本仏像展」(平成29年度) イタリア外務大臣の視察

#### ■ 平成29年度に開催の日本古美術海外展概要

- ①イタリア・フィレンツェ「花鳥風月 一屏風・襖にみる日本の自然」  
会期: 10月～2018年1月 会場: ウフィッツ美術館
- ②タイ・バンコク「日本美術のあゆみ—信仰とくらしの造形—」  
会期: 12月～2018年2月 会場: バンコク国立博物館

#### ■ 平成30年度に開催予定の日本古美術海外展概要

- ①ウェールズ・カーディフ「今・昔 日本のアート&デザイン展」  
会期: 6月～9月 会場: ウェールズ国立博物館  
作品: 江戸図屏風、重文「色絵若松図茶壺」など約100点  
備考: 明治150年記念、ウェールズ国内で初の文化庁海外展
- ②スイス・チューリッヒ「長澤蘆雪(ろ)雪(せつ)—18世紀日本のアヴァンギャルド展(仮称)」  
会期: 9月～11月 会場: リートベルク美術館  
作品: 重文・紙本墨画「虎図」など約100点  
備考: 海外で長澤蘆雪が大々的に紹介される初めての展覧会
- ③ロシア・モスクワ「江戸絵画展(仮称)」  
会期: 9月～11月 会場: プーシキン美術館  
作品: 重文「風神雷神図屏風」、国宝「納涼図屏風」など約100点  
備考: ロシアにおける日本年事業  
ロシア国内で初の文化庁海外展
- ④フランス・パリ「縄文展(仮称)」  
会期: 10月～12月 会場: 日本文化会館  
作品: 国宝「土偶」、国宝「深鉢形土器」など約50点  
備考: ジャポニスム2018事業(国際交流基金との連携)



重文 色絵若松津茶壺

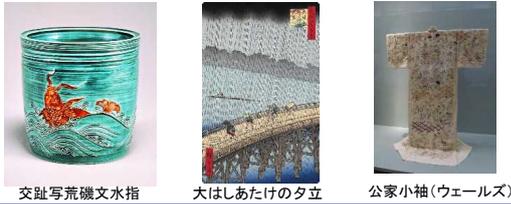


重文 風神雷神図屏風

14

①ウェールズ「今・昔 日本のアート&デザイン展」

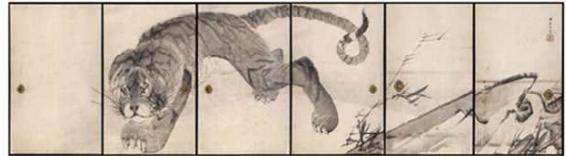
イギリス国内ではロンドン以外で日本文化が本格的に紹介される初めての機会。明治維新150周年記念事業として申請予定。  
 共催する国立歴史民俗博物館の長年に渡るウェールズ国立博物館との共同研究の成果発表のひとつとしても重要。日本からもたらされた茶道具の展示や、ゴッホの名作と浮世絵の比較展示、日本のプロダクトデザインのルーツである工芸品との比較展示などにより、日本とウェールズの歴史的つながりと現代日本と近世日本の流れなどを体系的に示す重要な展覧会として開催予定。



交趾写荒磯文水指 大はしあたけのタ立 公家小袖(ウェールズ)

②スイス「長澤蘆雪(ろせつ)―18世紀日本のアヴァンギャルド」

海外で長澤蘆雪が単独で大々的に紹介される初めての展覧会。伊藤若冲などと並び、日本美術の中で昨今急激に評価が高まっている「奇想の系譜」の代表的な作家である長澤蘆雪は、近世絵画の中で、狩野派などの系統とは異なる独自の表現を用いた画家である。  
 これまでの典型的な日本美術のイメージにとどまらない多様な表現があることを示すものであり、リートベルク美術館日本美術キュレーター等の研究の集大成を海外で発信する予定。



重文 虎図横

③ロシア「江戸絵画展(仮称)」

平成28年12月の日露首脳会議政府間覚書「ロシアにおける日本年」に掲げられた取組の一つ。  
 この展覧会は、文化庁補助事業「北米・欧米ミュージアム日本専門家連携・交流事業」により、東京国立博物館の研究員がプーシキン美術館に日本コレクションの調査をしたことが企画の根幹。日本から国宝・重文を含む江戸絵画の名品を出品するほか、プーシキン美術館の日本美術コレクションからも出品をする予定である。



国宝 鷹見泉石図 重文 群仙図屏風 国宝 納涼図屏風

④フランス「縄文展(仮称)」

ジャポニスム2018のスキームにより開催される展覧会である。地方自治体が主たる作品貸与者になることから、国際交流基金及び東京国立博物館より協力依頼があり、文化庁が共催することになった。  
 2018年に東京国立博物館で開催される「縄文展」から、フランスにおいて、土偶や土器、考古遺物など、縄文時代を代表する造形を選びすぐり展示する予定。



重文 合掌土偶 ハート型土偶 国宝 火焔型土器

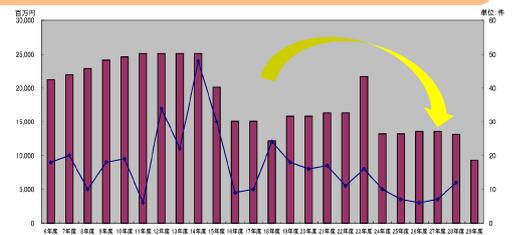
国宝・重要文化財等の買上げ

(29年度予算額 930百万円)  
30年度予算額(案) 931百万円

歴史上、芸術上または学術上価値が高い国宝、重要文化財及びこれらに準ずる文化財を国が買上げ、国民共通の財産として国が計画的に購入、保存し、公開活用を図る。特に、**管理が適切ではないもの又は国外流出・散逸等の恐れがあり、国において緊急に保存を図る必要がある文化財について購入し、国民共通の財産として公開活用に資すると共に、後世に継承する。**

【課題】

1. 美術工芸品は動産であるため、所有者の**経済的理由・相続等により、所在が不安定**になりやすい。
2. 地域的美術館・博物館の文化財購入予算が削減されることで、地元伝来の文化財の所在が流動化。
3. 文化財の所在が不安定化することで、**文化財の適切な管理が適切に行われず、文化財の価値が損なわれる危険性**が高まる。
4. 国外流出等、適切なタイミングで文化財を行わない場合、永久的に国民の財産として公開活用の機会が失われる危険性が高まる。



特殊(特に国外流出・散逸の危険性が高い文化財)

国外流失の危険性



2008年、運慶作の大日如来坐像(当時未指定)が、アメリカでオークションにかけられた。文化庁は所有者からの先買の申し出がある一方、予算の都合上購入を断念した。  
 競売の結果、12億5千万円で日本の宗教法人が落札し、幸うじて国外流出が免れた。

散逸・所在の不安定化の危険性



本絵巻はこの三十六歌仙の肖像画にその代表歌と略歴を添え、巻物形式として、佐竹家に伝来していた。大正時代、当時の所有者が経済的理由により、売却しようとしたが、**高価な絵巻を1人で買い取ることはできず、結果、絵巻は歌仙一人ごとに分断して売却されることとなった。36点のうち、3点が所在不明。**

一般

計画的な買上げ計画



医学書(崇蘭館本)は無指定の文化財ではあるが、330冊からなる医学書のまとまりであり、指定文化財に準じるものとして、買上げを実施。**評価額が金額が高額(9億5千万円)であるため、4年計画で買上げを実施している。**

公開・活用

○文化庁主催「新たな国民のたから展」として**毎年展覧会を実施**。  
 ○国有文化財を国立博物館・地方館に**無償貸与**し、広く**国民の観覧の機会を提供**する。

国民の鑑賞の機会の拡大

文化財の保存・活用・継承を行うことで、「文化芸術立国」として新たな有望成長市場を創出・拡大する。

現状

- 指定されている国宝・重文のうち展覧会等で公開されるのは約1.5%にすぎない。(H27：154件)
- 地方や海外からの展示協力依頼や文化財の貸与などの依頼や活用にあたっての相談に応えきれていない。  
国立博物館の地方への貸与件数 H28：1,561件 (H27：1,530件)  
国立博物館の地方からの相談件数 H28：381件 (H27：329件)

課題

- 地方や海外の新しいニーズに対して迅速・適切な対応が十分でないため、**地方や海外の企画・展示ができていない。**
  - 民間企業等との共同が**組織的に対応できていない。**
- ⇒ **地方や海外、民間企業等からのニーズに機動的に対応することが必要**

**経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(抄) 平成29年6月9日閣議決定**  
第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出 拡大 ① 文化芸術立国  
「文化経済戦略(仮称)」を策定し、文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

文化財活用促進に向けた新たな取組

- **文化財活用のためのセンター機能を強化し、国内外の人々が文化財に触れる機会を拡大**
  - ・ 地方・海外への多様なニーズに対応するため企画・マネジメント機能を強化(貸与・企画ノウハウ提供から地方・海外との展示の協同実施までワンストップ対応)
  - ・ 国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進  
(現在、国立博物館のデータベース：約13万点、うち2万点が英語)
  - ・ 先端技術を活用した国宝・重要文化財の高精細レプリカやVR(バーチャル・リアリティ)「産学官連携による寄付型プロジェクト」として、作成・公開実施
  - ・ キラーコンテンツとなる文化財の保存修復の促進
  - ・ 文化財の保存科学や防災対策などに係る展示環境に関する蓄積データを活用した発信・助言
  - ・ 上記に対応する外部人材活用も含めた「専門職チーム」設置による機動的対応を実施  
※キュレーター(企画)、ファンドレイザー(財務)、レジストラ(作品履歴管理)、コンサーバー(修復)、広報等

今後目指す姿

- ・ **地方や海外の要望に応えた国宝・重要文化財を活用した展覧会を全国で展開**
  - ・ **高精細レプリカやVRを全国で公開・活用**  
※高精細レプリカ：重要文化財「風神雷神図屏風」、「遮光器土偶」、クローン文化財など  
※VR：「江戸城の天守」、「キトラ古墳」、「阿修羅像」、「東大寺 大仏の世界」など
- 
- ← 群鶴図屏風(尾形光琳筆、アメリカ・フリーア美術館蔵)  
(平成29年7月～9月)  
東京国立博物館とキャノンの共同作成による高精細レプリカ  
◎半円形の大型スクリーン映像と風や匂いを体験
- ・ 今後は、企業の技術革新への寄与とともに、駅や空港などの施設や地方博物館などへ販売・貸与し、**ビジネスモデルを確立**

文化財保護法第53条に基づく「公開承認施設」について

重要文化財の公開に相応しい博物館等の施設を文化庁長官が文化財保護法に基づき「公開承認施設」として承認。

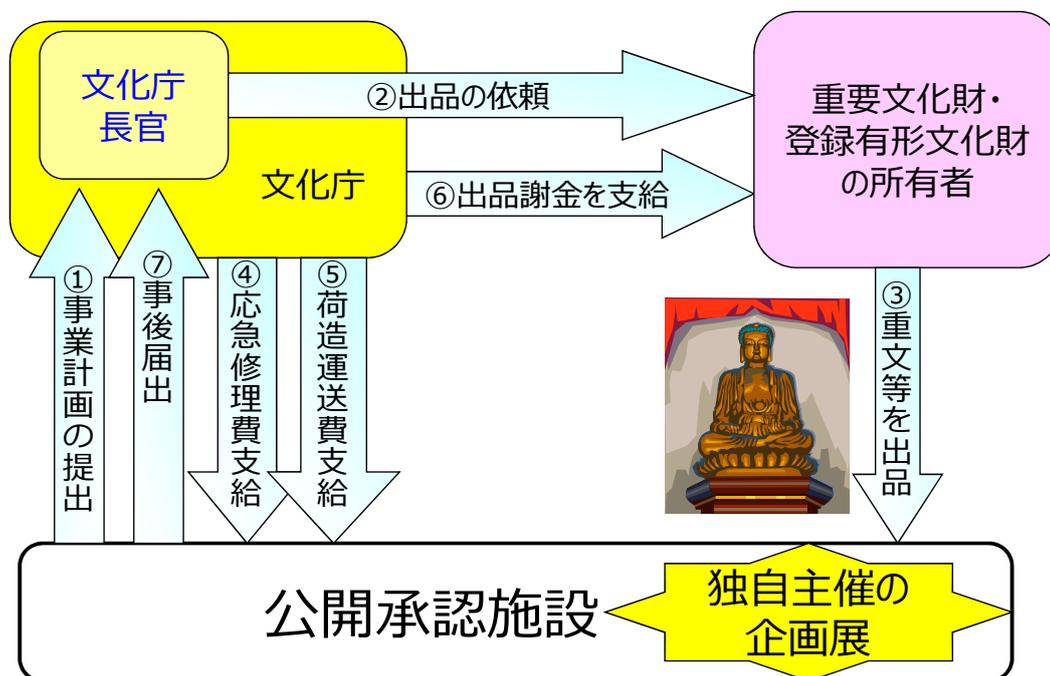
**111施設**  
**が承認**  
(平成29年3月現在)

<利点>

- 企画展における重要文化財の公開手続が簡素化(許可→事後届出)。
- 重要文化財等公開促進事業(公開に伴う作品の応急修理費、梱包・輸送費、出品者への謝金を文化庁が負担)の対象。
- 所有者は、大切な所有品を信頼できる施設、専門家にゆだねて、安全な環境下で公開が可能。

# 重要文化財等公開促進事業

(平成29年度予算額 8,630千円)  
平成30年度予算額 8,630千円



19

## 文化財の所在確認調査

### ○経緯

平成25年10月31日、マスコミ報道による所在不明の国指定文化財（美術工芸品）76件に関する報道を契機として、76件に関する緊急所在調査を実施し、平成25年11月15日に結果を公表。その後、改めて全ての国指定文化財の所在調査を実施し、平成26年7月4日に第1次取りまとめ、平成27年1月21日に第2次取りまとめを公表。その後の確認等を踏まえ、平成29年5月17日に平成28年度末の確認状況を公表。

### ○国指定文化財（美術工芸品）の所在確認の現況（平成29年3月31日現在）

1. 所在が確認できた文化財：10,304件（97.9%）
2. 現時点で所在不明となっている文化財：164件（1.6%）（※）
  - ・164件のうち国宝は2件（いずれも刀剣）
  - ・このうち、盗難による所在不明は30件（国宝0件）
3. 追加で確認が必要な文化財：56件（0.6%）  
調査を継続しており、追加で確認を要するもの

### ○再発防止に向けた取組

#### （1）行政による国指定文化財の所在情報把握等の強化

- ①所有者への直接の連絡による所在情報把握・注意喚起
- ②都道府県教育委員会を通じた、定期的な所在調査の実施

国指定文化財について、都道府県教育委員会を通じた定期的（例：4年に1回）な所在調査について、効率的な方法を検討し、実施する。

- ③情報の共有及び把握の充実
- ④インターネットなどを通じた売買などの状況の把握

#### （2）防犯・防火設備の設置の促進等

- 文化財補助金（防災施設）による防犯設備（防犯センター、防犯カメラ、自動火災警報装置等）設置等への補助
- 文化庁が主催する、防災・防犯研修会による啓発
- 『文化財防犯の手引き』等のパンフレットによる啓発 など

20

# 美術品補償制度

## 趣 旨

優れた美術品をより多くの国民が鑑賞できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する。

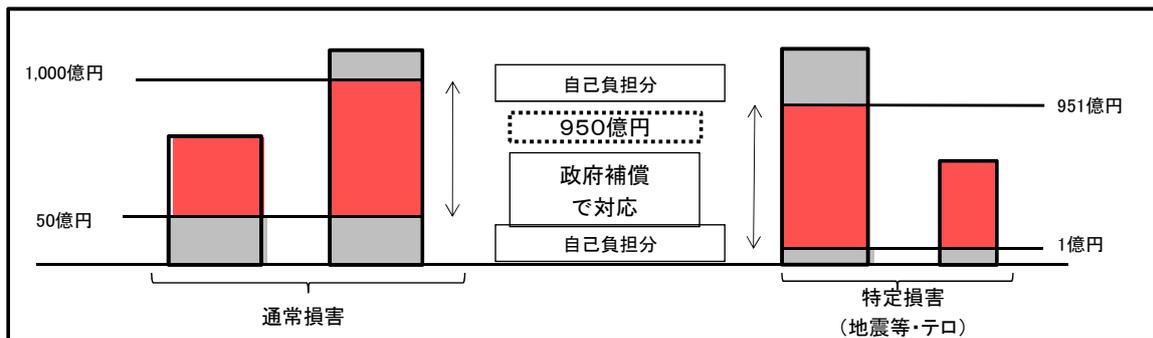
## 概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する（ただし、補償上限額を定める）。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

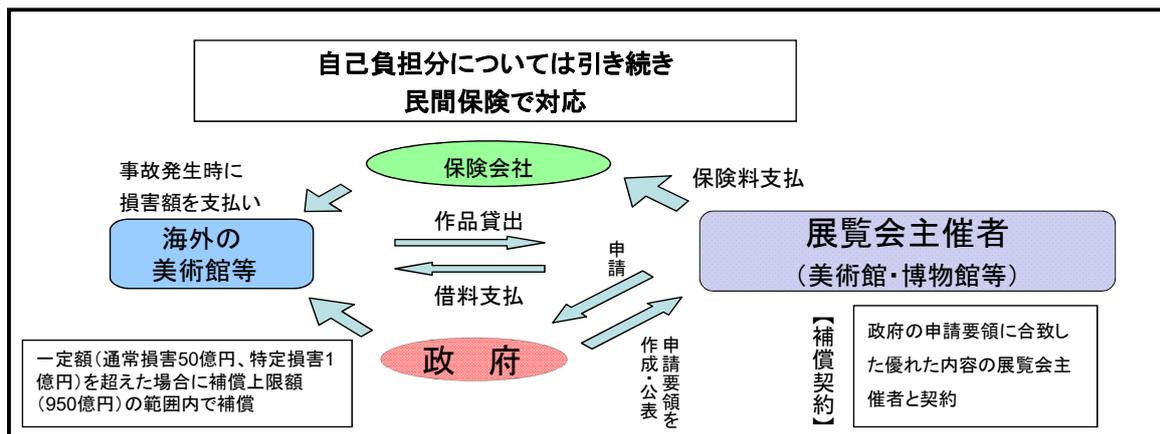
## 実 績

- 1 ブラド美術館蔵 ゴヤ 光と影（国立西洋美術館）
- 2 生誕100年 ジャクソン・ポロック展（愛知県美術館、東京国立近代美術館）
- 3 特別展「北京故宮博物院 200選」（東京国立博物館）
- 4 カミュー・ピサロと印象派 永遠の近代（宇都宮美術館、兵庫県立美術館）
- 5 セザンヌ パリとプロヴァンス（国立新美術館）
- 6 国立トレチャコフ美術館所蔵レービン展（Bunkamura ザ・ミュージアム、浜松市美術館、姫路市立美術館、神奈川県立近代美術館 葉山）
- 7 リヒテンシュタイン 華麗なる侯爵家の秘宝（国立新美術館、高知県立美術館、京都市美術館）
- 8 特別展「中国王朝の至宝」（東京国立博物館、神戸市立博物館、名古屋市博物館、九州国立博物館）
- 9 ラファエロ（国立西洋美術館）
- 10 フランシス・ベーコン展（東京国立近代美術館、豊田市美術館）
- 11 印象派を超えて-点描の画家たち〜ゴッホ、スーラからモンドリアンまで（国立新美術館、広島県立美術館、愛知県美術館）
- 12 特別展「上海博物館 中国絵画の至宝」（東京国立博物館）
- 13 オルセー美術館展 印象派の誕生 -描くことの自由-（国立新美術館）
- 14 特別展「台北 国立故宮博物院 -神品至宝-」（東京国立博物館、九州国立博物館）
- 15 現代美術のハードコア はじつは世界の宝である展（東京国立近代美術館、名古屋市美術館、広島市現代美術館、京都国立近代美術館）
- 16 ホイッスラー展（京都国立近代美術館、横浜美術館）
- 17 ルーヴル美術館展（国立新美術館、京都市美術館）
- 18 マグリット展（国立新美術館、京都市美術館）
- 19 マルモッタン・モネ美術館所蔵 モネ展-「印象、日の出」から「睡蓮」まで-（東京都美術館、福岡市美術館、京都市美術館、新潟県立近代美術館）
- 20 ブラド美術館展-スペイン宮廷 美への情熱（三菱一号館美術館）
- 21 大阪市立美術館開館80周年記念日本書芸院創立70周年記念特別展「王羲之から空海へ-日中名筆 漢字とかなの競演」（大阪市立美術館）
- 22 特別展「黄金のアフガニスタン」-守りぬかれたシルクロードの秘宝-（東京国立博物館、九州国立博物館）
- 23 オルセー美術館・オランジュリー美術館所蔵「ルノワール展」（国立新美術館）
- 24 マルモッタン・モネ美術館所蔵「ルノワール展」（東京都美術館、福岡市美術館、京都市美術館、新潟県立近代美術館）
- 25 ゴッホとゴーギャン展（東京都美術館、愛知県美術館）
- 26 オルセーのナビ派展：美の預言者たち（三菱一号館美術館）
- 27 ジャコメッティ展（国立新美術館、豊田市美術館）
- 28 ゴッホ展（北海道立近代美術館、東京都美術館、京都国立近代美術館）
- 29 北斎とジャポニスム（国立西洋美術館）

## ○ 美術品補償制度における補償額の範囲



## ○ 美術品補償制度における関係者の契約関係



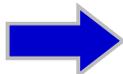
# 海外美術品等公開促進法

## 概要

我が国において公開される海外の美術品等について、文部科学大臣が指定したものに対しては、**強制執行、仮差押え及び仮処分を禁止**  
 ※美術品のほか、「化石」や「希少な岩石、鉱物、植物及び動物の標本」も対象  
 指定に当たっては外務大臣への協議が必要

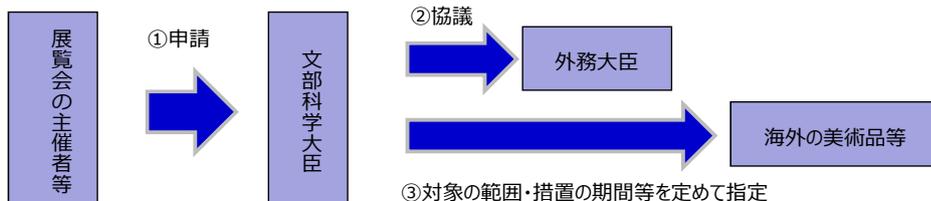
## 背景

海外の美術品等の貸出しに当たって、強制執行等の禁止措置が担保されていることを条件とされ、日本の美術館が借り受けることが困難な事例が発生（諸外国においては強制執行等の禁止の措置が既に整備）



- ・海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置が必要
- ・同時に、海外の美術品等の公開促進のための施策も策定

## 具体的な措置等



## 指定状況

平成24年4月以降、これまでに62件の展覧会で公開するために借り受けた美術品について指定（平成30年1月現在）



## 登録美術品制度

### ■ 登録美術品制度とは

重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開するもの。また、登録美術品は**相続が発生した場合、他の美術品とは異なり国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。**（実績：5件）

### ■ 登録美術品となる美術品

- 多くの人々がその鑑賞の機会を切望しているような貴重な作品で、以下のいずれかの条件を満たしたもの。
- ・我が国の国宝や重要文化財に指定されている作品。
  - ・世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する作品。
  - ・更に、登録美術品は美術館において公開されることが必須の要件。
  - ・これまでの登録は、75件8,387点。（平成29年11月現在）

### ■ 本制度の対象となる美術館について

本制度において登録美術品を公開することのできる美術館となれるのは、博物館法に規定する「登録博物館」または「博物館相当施設」のうちの美術品を展示する施設に限られ、美術品の取り扱いや管理について十分な能力のあるところ。

#### 登録美術品公開までの流れ

①美術品所有者が美術館へ相談  
 （公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）

②美術品所有者から文化庁に申請  
 （美術館の協力を得て申請書作成）

③文化庁の審査  
 （美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）

④登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結  
 （登録通知を受けた日から3か月以内に契約 期間は5年以上）

⑤登録美術品の公開  
 （国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

#### <所有者の利点>

- ・美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心
- ・相続税の物納の特例措置

#### <契約美術館の利点>

- ・安定した公開が可能
- ・登録美術品が物納された後も継続して公開が可能



# 博物館の管理・運営に関する研修

## 従来の博物館

○専門的な調査研究の場

○資料の収集・保管が中心

○貸し館としての展示会場

※参考：平成27年度社会教育調査(文部科学省)によると博物館・博物館類似施設の学芸員は7,821人。

- 「文化審議会文化政策部会」『審議経過報告』(平成22年6月7日)の提言  
「アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、それらの人材が活躍できる場の増加を図ることが重要である。」  
「学校教育における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るため、各博物館において学芸員や教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進するとともに、国においては研修制度の充実を図ることが求められる。」
- 文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)  
「美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。  
また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。」
- 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)  
文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進める
- 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)  
文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る

### ミュージアム・エデュケーター研修

目的：博物館において教育普及を専門的に担当する学芸員の育成  
内容：教育普及事業の企画・運営、教育プログラムや鑑賞教材の開発等に必要の資質・能力を養う研修  
期間：年2回 計5日間



### ミュージアム・マネジメント研修

目的：博物館の管理運営において必要な経済性と芸術性双方の専門的知識を有する人材の育成  
内容：美術館・歴史博物館の企画及び管理運営に必要な専門的知識及び博物館を取り巻く社会動向について研修  
期間：3日間

## これからの博物館

### 博物館

- 『博物館の望ましい姿』(財)日本博物館協会、平成15年3月
- ・社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う(マネジメント)
- ・社会から託された資料を探求し、次世代に伝える(コレクション)
- ・知的な刺激や楽しみを人びとと分かちあい、新しい価値を創造する(コミュニケーション)

⇒観光・地域振興の拠点等、地域に開かれた役割を果たすことを期待

### 学校

### 地域社会

### 国際社会

27

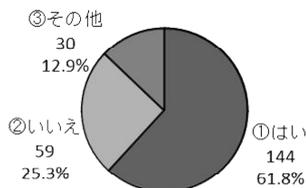
## 平成28年美術工芸品の公開活用の現状調査事業

美術工芸品の公開活用の現状を把握するため、国宝・重要文化財(美術工芸品)を保存・公開する公開承認施設等の博物館施設に対して、美術工芸品の公開活用に関するアンケート調査を実施。

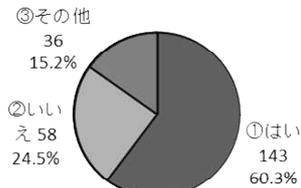
▶調査期間 平成28年11月～12月

《アンケート結果②(抜粋)》

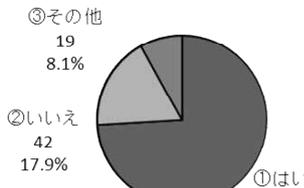
◆十分に公開活用ができていると感じている



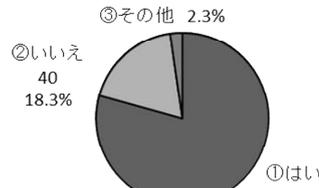
◆公開活用のための十分な体制が整っている



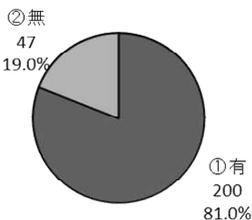
◆国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開ニーズは近年ますます高まっていると感じている



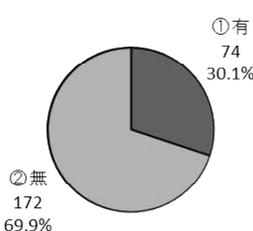
◆公開活用を充実させるためには、様々な課題があると感じている



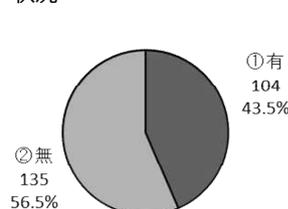
◆国宝・重要文化財(美術工芸品)を扱う学芸員の有無



◆保存環境、保存科学に関する専門職員の有無



◆平成24～27年度の保存科学に関する研修・講座の受講状況



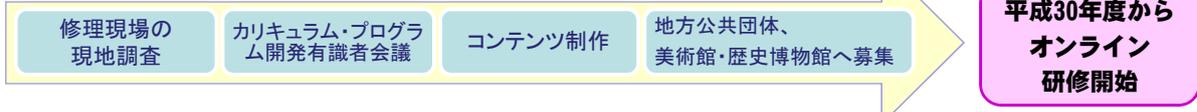
28

# 重要文化財等の修理及び保存科学に関する研修

平成30年度予算額(案) 10,000千円(新規)

国宝・重要文化財等(美術工芸品)の展示など公開を促進する観点から、学芸員等が①き損・劣化した文化財の修理、②腐食・劣化の進行を防止、材質の分析、文化財に適した展示・保存環境などに係る保存科学等に関する基礎的・体系的な知識・技能を習得するための新たなカリキュラム開発、研修を実施し、地域の文化財等の保存・活用を促進する。

- 現状・課題:美術工芸品を専門的に担当する学芸員や修理・保存科学に関する担当者が十分に配置されていない。  
(参考)国宝・重要文化財(美術工芸品)を扱う学芸員が配置されていない博物館が2割、保存科学等担当者が配置されていない約7割・研修受講者約4割「28年度公開承認施設等の博物館に対する実態調査」より
- 対象:美術館・歴史博物館の新人・若手学芸員や地方公共団体の文化財担当者等
- 実施方法:オンラインにより実施



**カリキュラム案・イメージ**

全13コマ 各コマ60分

- I 文化財とは何か**
  - さまざまな文化財のすがた  
絵画/彫刻/工芸品/書跡・典籍/古文書/考古資料/歴史資料
  - 文化財の損傷のメカニズム  
絵画/彫刻/工芸品/書跡・典籍/古文書/考古資料/歴史資料
  - 文化財のカルテづくり(調査と記録)
- II 文化財修理の基本**
  - 文化財修理の考え方
  - 文化財の材質  
紙/木/金属/石/漆/彩色材料/その他
  - 文化財修理技術の諸相
  - 文化財修理の歴史  
平面(絵画・書跡・典籍・古文書)/立体(彫刻・工芸品)
- III 文化財修理と保存科学**
  - 科学分析の有効性  
さまざまな分析によりわかること/分析における注意点
  - 文化財修理に用いる材質  
平面(絵画・書跡・典籍・古文書)/立体(彫刻・工芸品・考古資料)/接着の科学
  - 文化財の保存環境  
温湿度環境/保存施設/収納形態/日常管理
  - 文化財の生物被害とその対処法  
さまざまな生物被害/基本的な考え方(文化財IPM)
- IV 文化財修理を支える仕組み**
  - 文化財保護行政の体系と歴史
  - 文化財修理に係る行政手続

●未来投資戦略(成長戦略)2017(平成29年6月9日閣議決定)(抄)  
第2 具体的施策Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 3. 観光・スポーツ・文化芸術 (2)新たに講ずべき具体的施策  
iii)文化芸術資源を活用した経済活性化  
① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備 ・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロフェッサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。

29



## 被災ミュージアム再興事業

(29年度予算額 204百万円)  
30年度予算額(案) 182百万円

— 美術館・博物館の再興を通じた心の復興 —

### 1. 事業概要

- 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)
  - 復興施策>(2)地域における暮らしの再生>⑤文化・スポーツの振興
    - (i)「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。  
また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。

東日本大震災

汚泥や塩水等、これまでに経験のない修理作業に直面



東松島市埋蔵文化財収蔵庫

#### ■事業目的

東日本大震災により被災した美術館・博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

#### ■補助対象事業

被災資料を修理するための事業

#### ■補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県。

#### ■補助金額

補助対象経費の50%

### 2. 修理作業の例

#### ●修理(脱塩、汚泥の除去)



#### ●燻蒸、真空凍結乾燥



#### ●汚染物質の計測、分析



美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却

# 熊本地震における対応

## 1 熊本地震における被害状況(国指定等文化財) ※平成28年8月23日現在

### ■全体: 169件

熊本県: 119件, 大分県: 18件, 福岡県: 16件, 佐賀県: 9件, 長崎県: 5件, 宮崎県: 3件 ※福岡と佐賀にまたがる文化財1件を両県に計上

### ■種別

国宝 (建造物)	重文 (建造物)	登録有形 (建造物)	国宝 (美工作品)	重文 (美工作品)	登録有形 (美工作品)	特別 史跡	史跡	特別 名勝	名勝	特別 天然記念物	天然記 念物	伝統的 建造物群	重有 民俗 文化財	登録 有形 民俗 文化財	その他	合計
0	39	74	0	4	0	1	30	0	12	0	3	3	0	0	3	169

## 2 文化財レスキュー事業

- 熊本県内の博物館・大学関係者、九州国立博物館等が中心となり、被災文化財の調査、応急処置、一時保管等を実施。(平成29年3月末まで)

平成28年度実績(熊本県による報告) ※平成29年3月24日

- 活動のべ日数: 996日 ※活動実日数117日
- 活動参加のべ人数: 996人
- 活動対象箇所数: 28箇所 (資料点数 計約6,200点)
  - 【概数】 ・美術工芸: 約830点 ・民俗資料: 約350点
  - ・古文書等: 約870点 ・自然史標本: 約4150点

- 平成29年4月以降、熊本県が主体となり、熊本県被災文化財支援事業(熊本県文化財レスキュー事業)を開始。(平成30年3月末まで)

### 熊本県被災文化財救援事業(文化財レスキュー事業)

